



このコーナーでは、ふるさとづくり寄附金を活用した、さまざまな事業を紹介します。

## Vol.4 安心して子育てができるまちへ

### 児童手当対象外の世帯にも、市独自に支給！

問 伊奈庁舎こども課

令和4年6月の児童手当制度改正により、所得上限限度額を超過した世帯は児童手当を受けることができなくなりました。

本市では、子育て世帯への公平な手当支給を行うため、児童手当を受給することができなくなった世帯に、市独自に給付を行います。

支給額	対象児童1人あたり、月額 <b>5,000円</b> (令和5年4月分の手当から、支給対象となります)
対象者	所得上限限度額超過により、児童手当(国制度)を受けられない方 ※市内に住民票があること ※公務員の方も対象
対象児童	中学校卒業までの児童(0~15歳到達年度末まで)
申請方法	受給を希望される方は、申請が必要です。申請方法・申請開始日は、詳細が決まり次第、ホームページや広報紙などでお知らせします。



支給延べ児童数(見込み)：**4,800人**

### 妊産婦マル福の対象者を拡大！

問 伊奈庁舎国保年金課

本市は、4月から妊産婦マル福の所得制限を廃止し、市内に住所がある妊産婦の方全員に、マル福受給者証を発行します。マル福とは、健康保険を使用して病院にかかった場合の医療費の自己負担金を助成する制度で、急な入院や帝王切開などの医療費における経済的負担が軽減されます。

安心して出産に臨めるよう、お早めの申請をお願いします。

これからも、市民のみなさんが安心して子育てができるまちづくりを進めます！



## 戸籍や住民票の不正取得を防ぐ！

# 本人通知制度をご利用ください

問 伊奈庁舎市民窓口課

戸籍謄本や住民票の不正取得は、特殊詐欺グループやストーカーなどによる犯罪につながる恐れがあります。本市では、市民の大切な個人情報の不正取得を抑止するため、戸籍謄本や住民票の写しなどを、委任状を持った代理人や第三者に交付した場合、交付したことを希望者にお知らせする制度を4月から開始します。

### 対象となる証明書

住民票の写し(除票の写しを含む)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し(除籍を含む)、戸籍の謄本または抄本(除籍を含む)、戸籍記載事項証明書

### 登録できる方

本市に住民登録や本籍がある方(過去にあった方も含む)

### 登録方法

本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの)を持参のうえ、本人が窓口で申請してください。

### 手続き窓口

市民窓口課(伊奈・谷和原庁舎、みらい平市民センター)

## イメージ図

※ご利用いただくためには、登録が必要です。

